

# 総務局

## 【 代 表 課 】

総務課 048 - 829 - 1083 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
1	平和推進事業	平和推進事業	2,643	C									1	2	人類共通の願いである世界の恒久平和を求めて、戦争の悲惨さを風化させることのないように、また、市民の平和意識の高揚を図るため、平和展及び平和図画がスターコンクールを実施する。	ク	平和事業は継続していくことが重要であり、引き続き実施していくものとするが、市民の意見(平和展会場でのアンケート)や他団体の取組を踏まえ、より効果的な啓発事業について検証していく。	0.2			1			総務課	ク-1
2	浄書印刷事業	浄書印刷事業	94,878	C									1	2	複写機管理運営事務 - 本庁舎(消防庁舎を含む)、各区役所に複写機を設置し、庁舎ごとに一括管理を行う。印刷センター管理運営事務 - 印刷センターにおける印刷業務の運営・管理を行う。	オ	共用複写機については、本庁と区役所がそれぞれ個別に賃貸借契約を締結しているが、今後は、使用料及び賃借料の削減を図るため、賃貸借契約を本庁で一括して契約するよう見直しを行う。また、各課に対しては、両面印刷や軽印刷機の利用を促し、使用枚数の抑制を引き続き行う。印刷センターのあり方については、その必要性、代替手段、費用対効果など、今後、さまざまな角度から検討していく。	1.7	0.3		1			総務課	オ-9
3	文書管理事業	郵便事業	390,164	C									1	2	本庁または各区役所の各課あての郵便物、文書等の收受・配付、及び発送に関する事務を行う。	オ	郵便事務(郵便物の発送及び郵便局からの郵便物の受領)については、本庁と一部区役所がそれぞれ個別に委託契約を締結しているが、本庁で一括契約することにより、委託料の削減が見込まれる。また、郵便物の更なる削減を図るためには、バーコード付郵便などの割引制度の活用や助言を引き続き行うとともに、全庁的に発送通数抑制の呼びかけを行う。	0.5			1			総務課	オ-9
4	文書管理事業	文書整理・保存・廃棄事業	84,830	C									1	2	文書事務の適正管理及び効率化を図るため、ファイリングシステムによる文書整理を実施し各課に対し指導・助言を行う。また、年度末には各課の文書を引き継ぎ、書庫等で保存するとともに、保存期間が満了した文書の廃棄を行う。	オ	保存期間が満了した文書の廃棄業務について、本庁と一部区役所でそれぞれ委託契約を締結しているが、本庁での一括契約に見直すことにより、委託料の削減が見込まれる。	1.0	0.2		1			総務課	オ-9
5	文書管理事業	マイクロフィルム管理事業	4,809	C									1	2	長期保存する文書のうち、閲覧や複写その他の利用頻度が高く、かつ保管スペースを相当必要とする文書についてはマイクロフィルムに収録及び管理を行う。	ク	長期保存文書のマイクロフィルム化については、今後も、閲覧や複写その他の利用価値、書庫の更なる有効活用や民間倉庫の保管料などの面から常に費用対効果を考慮したうえで引き続き行うこととする。	0.2			1			総務課	オ-9
6	文書管理事業	公印管理事業	701	C									1	1	「さいたま市公印管理規則」に基づき、公印に関する次の事項について総合的な管理を行っている。 (1)公印の使用についての指導。(2)公印の新調、改刻、廃止。(3)公印台帳の管理。	ク	公印は公文書の真正性を証するために用いるものである。また、組織改正や著しく磨耗した場合には公印の新調・改刻が必要であるため、「さいたま市公印管理規則」に基づいた厳重かつ適正な公印の管理は引き続き必要不可欠な事業である。	0.3			1			総務課	オ-9
7	行政管理事業	行政管理事業	19,008	A									1	3	従来の監査委員の監査のほかに、外部の専門家が監査を実施することにより、監査の専門性、独立性を強化すると共に、行政に対するチェック機能を強化するためのもの。	ク	行政管理事業(包括外部監査)は法令により実施が義務付けられている事業で、監査機能の一層の充実・強化を図り、市民に対する行政の説明責任を果たし、市民の市政に対する信頼確保を目指すという目的のため、コストの見直し等を過去に行いながら継続してきたところである。監査人については、公募による選考を行っているが、過去においては、応募者が少数であったため、今後はより多くの応募があるように、前例にとらわれず公募方法についての検討をしていく。	1.1			1			総務課	ク-1
8	歴史資料収集・保存・活用事業	歴史資料収集・保存・活用事業	39,210	C									1	2	市民の文化的財産である歴史資料(諸家文書・行政文書等)を後世に残すため歴史資料の収集・整理・保存を行う。併せて調査・研究を行い、明らかになった成果をまとめ、市史等の刊行物を発行する。	カ	保存期間が満了した公文書であっても、歴史的文化的価値を有するものであるときは、これを保存・活用する必要がある。市民の文化的財産である歴史資料を後世に残すために、毎年、収集・整理・保存しているため、歴史資料は年々増加している。現在、6か所に分散保存しているが、市民の利用に供するためには、歴史資料のより適正かつ効果的な管理を行う必要があり、今後は、公文書館に準ずる施設について、既存の市有施設の活用も含め、検討する必要がある。	2.0	3.2	9.0	1	1		総務課	ケ
9	統計事務事業	統計情報提供事業	1,402	C									1	1	市民、事業者、民間企業及び行政を対象に、各種企画検討資料の礎として、正確かつ迅速に統計データを提供する。	ク	各種統計情報については、引き続き、積極的に市ホームページや各区情報公開コーナー等を活用し、統計情報の提供に努めるとともに、今後は各種統計書の発行部数について、見直しを検討する。	1.0	0.1	0.1	1	1		総務課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
10	統計事務事業	統計調査員確保対策事業	670	B								1	2	登録統計調査員を対象に、統計調査を円滑に実施するため、調査員の資質の向上を図るとともに、登録統計調査員の継続登録を目的とする。	ク	統計情報の精度を高めるには、統計調査を円滑に実施することが必要であり、そのためには登録統計調査員の継続確保と資質の向上が不可欠である。今後も、引き続き、調査員研修会等の充実を図りながら、登録統計調査員数を確保していきたい。なお、研修等の事業内容については、他の自治体の手法も参考に検討する。	0.9	0.1	0.1	1				総務課	ク-1	
11	統計事務事業	経済統計分析事業	8,201	C								1	2	市内あるいは市民の1年間の経済活動を生産、分配、支出の3つの面から推計し、本市の経済情勢(経済規模、成長率、市民所得水準など)を明らかにし、市民経済計算として地域経済に関する総合的な経済指標となるものを作成する。また、産業間あるいは産業と消費者間の取引を明らかにし、本市の産業の構造を明らかにする産業連関表を作成する。	ク	本市が今年度中に初めて公表する経済分析統計は、各政令市との経済比較が可能になるほか、行政や民間企業の施策立案等の基礎資料となるものであることから、今後の公表に伴う効果等を検証しながら引き続き作成するものとする。なお、本事業は専門的な業務であることから、今後も、国や県、他の政令市と意見交換を行いながら、作成方法を検討していく。	1.9	0.1	0.1	1				総務課	ク-1	
12	基幹統計調査事業	基幹統計調査事業	587,637	A								1	2	基幹統計調査は、「統計法」に基づき国や地方公共団体が行う統計調査で、代表的なものには「国勢調査」や「住宅・土地統計調査」等がある。これらの調査結果は、地方交付税の算定資料、地方議会の議員定数の基準、工業や商業などの振興等、さまざまな行政施策を立案する際の基礎資料として活用されるほか、民間企業の需要予測や大学の学術研究、小中学校の教科書などにも利用されている。	ク	基幹統計調査は、法定受託業務のため継続して実施するが、統計調査の統廃合を含めた調査方法等の見直しについては、これまで各種統計協議会を通じて国へ要望してきており、今後も引き続き、要望していく。	2.0	0.2	0.2	1				総務課	ク-1	
13	各種統計調査事業	各種統計調査事業	470	B								1	1	埼玉県に、各種企画検討資料の基礎となる町(丁)字別人口データを提供する。本市に居住する人口及び世帯数、並びに市民の異動の状況を把握するとともに町(丁)字別の年齢別及び男女別人口を明らかにする。	ク	本事業は、県条例等の規定による統計の基本である人口統計に関する事務であることから、引き続き実施していくこととする。なお、本事業で公表される人口統計は利用者も多いことから、今後も、県と連携して人口情報の提供方法等について検討する。	0.5	0.1	0.1	1				総務課	ク-1	
14	総務管理事業	総務管理事業	4,232	C								1	1	市議会及び局・部・課内外との連絡調整、管理等の事務を遂行する。	ク	旅費のうち議会の委員会視察に係る随行については議会からの要請であり、市政運営上、必要不可欠な事業であるため、引き続き実施していくこととする。また、庶務業務に係る需用費等についても、局内連絡調整や課内の業務遂行にあたり必要なものであるが、見直しを行いながら引き続き実施していくこととする。	1.0			1				総務課	ク-1	
15	訟務事務事業	訴訟委託業務	5,045	C								1	3	市を当事者とする訴訟等について、弁護士へ訴訟等事務の委託をし、訴訟の円滑な進行を図る。	ク	訴訟等の対応は、専門性を有すること、また裁判の判決が与える影響は大きいことから、弁護士への委託を継続していくが、簡易的な訴訟等に対しては、職員が指定代理人となり対応をすすめているものもあり、今後、この点において更なる拡充に努めていく。	0.7			1				法制課	ク-1	
16	訟務事務事業	法律相談業務	4,158	C								1	5	法律相談業務運営要領に基づき、行政執行過程において生ずる法律上の諸問題について、顧問弁護士(3人)による専門的な助言、指導等を受けるため、相談の機会を設ける。	ク	業務の執行において、法的判断を有する事例が増加している傾向にあり、内容も複雑化しているため、弁護士への相談業務を継続していくが、相談内容の集積、分類等のデータ管理を行うことで、類似の法律相談については、法制課で助言等できる体制整備をさらに強化していく。	0.9			1				法制課	ウ-3	
17	議案書作成等事業	議案書作成等事業	1,391	C								1	2	市議会議案書、専決処分報告書等を作成し、議会に関する事務の円滑な運営に資する。	イ	議案書等の来年度以後の作成部数については、関係課との協議のうえ削減する。	0.7			1				法制課	イ-2	
18	法規事務事業	条例等の公布	0	A								1	1	公告式条例に基づき、条例等の公布を行う。	オ	市民等への情報提供の充実の観点から、関東指定都市の状況、掲示板の整備状況、市ホームページの利用状況等を総合的に検討し、条例等の公布に係る情報提供の推進についての方向性を検討する。	0.7			1				法制課	オ-9	
19	法規事務事業	例規の維持管理等事業	11,041	C								1	3	市例規の維持管理を適切に行うとともに、例規データベースをホームページ上で公開し、広く市民の利用に供する。	ク	市民等への情報提供が低下することのないよう、継続とするが、紙の例規の発行部数については、適宜検討するものとする。	0.7			1				法制課	オ-9	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
20	法規事務事業	条例等審査及び調査研究事業	198	C									1	4	条例、規則等の制定改廃に伴う審査等を実施する。他の自治体との共同による調査研究及び外部研修への参加により、職員の審査等能力の向上を図る。	ク	職員の審査等能力の向上のため、継続とするが、研修への参加回数や人数等については、適宜見直しを行う。また、職員の審査等能力の向上により、審査等に要する時間を短縮し、コスト削減を図る。	3.6			1		1		法制課	ク-1
21	法規事務事業	法令図書等整備等事業	4,578	C									1	1	法令図書等の整備を行い、行政上の法的課題の解決及び職員の法務能力の向上を図る。	イ	法令図書等の整備について、利用頻度の順位付けの実施等の総点検を行い、支出削減を図る。また、法令図書の相互活用を促進し、全庁的なコスト削減を図る。	0.7			1				法制課	イ-1
22	情報公開制度推進事業	情報公開制度推進事業	653	C									1	1	情報公開制度は、市民との相互信頼に基づく、市政運営のライフラインともいえるべきであり、市民に情報の公開を請求する権利を保障し、市民参加の市政、公正で開かれた市政の推進に資することを目的として、情報公開制度の適切な運用と推進に係る事務を行っている。	ク	条例で定められた制度であり、条例・法令等を遵守した事務執行を引続き実施する。情報公開制度については、常に実施状況や社会情勢の変化等を考慮して改善を図っていく。平成22年度は、「情報公開日本一」を目指して、市民の目線に立った情報公開を総合的に推進するため、「情報公開条例の一部改正」の6月議会への提出を予定している。				1				行政透明推進課	ク-1
23	情報公開制度推進事業	情報提供事務	2,001	C									1	1	市政情報を積極的に提供するため、市で作成する統計書、計画書、報告書等の行政資料を収集管理し、各区情報公開コーナーでの閲覧及び貸出しを行うとともに、有償刊行物の頒布を行う。また、附属機関等の会議の開催及び結果をホームページなどで公表する。	カ	情報公開の総合的な推進は、しわせ倍増プラン2009に掲げる情報公開日本一を目指すさいたま市として、欠かすことのできない事業であり、このため、4月1日から施行された、「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」に基づき行政情報を積極的に提供し、また、「さいたま市コスト表記実施要綱」の拡充を図るとともに、庁内の情報提供を積極的に進めるために推進体制の整備を行っていく。				1				行政透明推進課	カ-4
24	情報公開制度推進事業	個人情報保護制度推進事業	942	C									1	1	市民の個人情報の適正な取扱いの確保と自己情報コントロール権に基づき、市が保有する自己に関する個人情報の開示を求める権利を保障することにより、個人の権利利益の保護と公正で信頼される市政の推進に資することを目的として、個人情報保護制度の適切な運用と推進に係る事務を行っている。	ク	個人情報の取扱いにあたっては、漏えい、盗用等による個人の権利利益が害されることのないよう、引続き注意喚起を行っていくとともに、情報資産を取り扱う業務を委託する場合にも、情報セキュリティ特記事項の定めに基づいた適正な維持管理を行うよう個人情報管理者からの指導の徹底を図っていく。制度については、常に国の施策や社会情勢の変化等を考慮して改善を図っていく。				1				行政透明推進課	ク-1
25	情報公開制度推進事業	情報公開・個人情報保護審査会事業	984	C									1	1	学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実行あるものとするため、実施機関が行った非公開処分等に対する請求者からの不服申立てについて第三者の立場から審査し、諮問に対し公平かつ客観的な答申を行っている。	ク	条例で定められた制度であり、非公開決定等に対する不服申立者を対象に、引続き中立的な審査・判定を行い、公正で市民から十分に信頼されるよう努めている。				1				行政透明推進課	ク-1
26	情報公開制度推進事業	情報公開・個人情報保護審議会事業	612	C									1	1	学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開制度及び個人情報保護制度をよりよい制度へと発展させるために、情報公開制度に関する事務の改善等や個人情報保護制度における利用・提供及び電子計算機の結合の制限等について、実施機関の諮問に応じて第三者の立場から審議、答申するほか、自主的に市長に対して建議を行なっている。	ク	条例で定められた制度であり、情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図り、更により良い制度へと発展するよう努めていく。				1				行政透明推進課	ク-1
27	情報公開制度推進事業	議会資産等公開審査会事務	82	C									1	1	さいたま市議会議員の資産にかかる資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書を公開した際、地方自治法第74条第5項に規定するさいたま市の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)が、この報告書に記載された事項に疑義があるときは、有権者の100分の1以上の連署をもって、その代表から、さいたま市議会の議長に対し審査の申出がされたときに審査を行います。	ク	政治倫理の確立のため、市長の付属機関として設置されたものであり、民主的市政の健全な発展に資するためにも継続する必要があります。				1				行政透明推進課	ク-1
28	人権政策推進事業	人権政策推進事業	13,482	C									1	1	同和問題をはじめとする様々な人権問題が依然として社会に根深く存在し、基本的人権が完全に保障されていない状況にある。こうした問題の解決には、市民一人ひとりの人権意識を高める必要があるため、人権啓発講演会や研修会を開催するなどして、人権啓発・教育を推進していく。	ク	人権状況は、国際化、価値観の多様化、少子高齢化などにより、様々な人権問題が発生するなど厳しさを増していることから、人権意識の普及・高揚を図る必要がある。そのため今後とも事業を継続するが、事業の実施にあたっては効率化などを検討する。	4.0			1		1		人権政策推進課	ク-1
29	三つ和会館管理運営事業	三つ和会館管理運営事業	13,874	C									1	1	さまざまな人権問題に対する理解を深めるための講演会や講座を行う人権啓発の拠点施設として、近隣地域住民の交流の活動の場(コミュニティセンター)として、また、人権意識の高揚や地域福祉・文化の向上を図る。	ク	毎年同じ内容の講座・教室が多く、参加者が減少傾向にあることから、講座・教室の内容を工夫して参加者増に努め、参加者の交流機会を増やす。	1.0	1.0		1	1		人権政策推進課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実 施 方 法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
30	人事管理事務事業	人事管理事務事業	77,101	C								1	1	採用試験・選考合格者の中から必要な職及び人数を新規に職員として採用する。職員の在課年数、経歴、自己申告書等をもとに人事異動を行い、女性職員の積極的な管理職への登用、政策部門への配置等に配慮しながら適材適所の配置を実現する。仕事と家庭生活の調和を図るため、男性職員の育児休業取得を積極的に支援する。再任用職員を効果的に活用するなど、市の担う事務事業に必要なマンパワーを確保し、適切な定員管理を行う。	オ	今年中に策定予定の「(仮称)新行財政改革推進プラン」の下、今後の行政需要と財政規律を踏まえた新たな定員管理計画を策定し、マニフェストでもある「区長への人事配置権限の付与」などを含んだ新たな人事管理手法を構築する必要がある。	11.0		1.0	1		1		人事課	ケ	
31	人事管理事務事業	人事評価事務事業	5,368	A								1	1	職員が職務を通じて発揮した能力や意欲・態度・業績を的確に把握し、適正に評価する人事評価制度を導入することにより、職員のやる気と満足度を高め、複雑化、多様化、高度化する行政需要に対応できる人材の育成を図る。	カ	評価結果を人事処遇・給与処遇へ活用していくため、引き続き評価者研修を実施して評価の平準化を図るとともに、評価事務の簡素化や効果的な評価結果の集計・分析等を行い、事業を円滑に運用することから、電算システムを導入する。	2.0			1				人事課	カ-4	
32	給与管理事業	給与管理事業	1,728	C								1	1	職員の例月給与並びに期末手当及び勤勉手当等、給与の支給を行う。併せて、住民税特別徴収、所得税源泉徴収、年末調整等に係る事務を行う。 また、市長等特別職職員等の給料の額、市議会議員の議員報酬の額等を審議するさいたま市特別職報酬等審議会の会議運営等を行う。	ク	法令等に基づき実施している事業であり、今後も継続して行う必要性はあるが、職員の給与支給事務等については、適宜見直しを行うこととする。	9.6	0.8	1.2	1		1		給与課	ク-1	
33	臨時職員等管理事業	臨時職員等管理事業	392,557	C								1	1	地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、季節的に繁忙となる業務、産休、育児休業等により正規職員が欠けた場合の代替業務等に対し、市民サービスを提供する上で、その都度必要に応じ、期間を限って臨時的任用職員を配置している。	ク	全庁的にワークライフバランス(仕事と家庭の調和)を推進するため、職員の育児休業等の代替や季節的に繁忙となる業務において、臨時的任用職員を期限を定めて雇用することは、必要かつ最も効果的な手法であり、引き続き継続することとした。	0.1			1				給与課	ケ	
34	職員人件費	職員人件費(給料)	20,353,945	C								1	1	職員人件費(給料)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な給料水準を確保していくこととする。	0.2			1				給与課	ケ	
35	職員人件費	職員人件費(管理職手当)	593,447	C								1	1	職員人件費(管理職手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ	
36	職員人件費	職員人件費(初任給調整手当)	35,044	C								1	1	職員人件費(初任給調整手当)	ク	全国的に医師の確保が困難な状況にある中、近隣政令指定都市の手当の支給状況、あるいは、民間の医師の給与水準等を考慮し、医師の安定的な確保及び適正な給与水準を維持していくため、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ	
37	職員人件費	職員人件費(扶養手当)	498,094	C								1	1	職員人件費(扶養手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ	
38	職員人件費	職員人件費(地域手当)	2,573,471	C								1	1	職員人件費(地域手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実 施 方 法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3			
39	職員人件費	職員人件費(住居手当)	473,888	C													1	1	職員人件費(住居手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
40	職員人件費	職員人件費(通勤手当)	384,110	C													1	1	職員人件費(通勤手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
41	職員人件費	職員人件費(単身赴任手当)	348	C													1	1	職員人件費(単身赴任手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
42	職員人件費	職員人件費(特殊勤務手当)	107,690	C													1	1	職員人件費(特殊勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
43	職員人件費	職員人件費(時間外勤務手当)	2,131,859	C													1	1	職員人件費(時間外勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
44	職員人件費	職員人件費(休日勤務手当)	181,071	C													1	1	職員人件費(休日勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な給料水準を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
45	職員人件費	職員人件費(夜間勤務手当)	25,357	C													1	1	職員人件費(夜間勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
46	職員人件費	職員人件費(宿日直手当)	5,335	C													1	1	職員人件費(宿日直手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
47	職員人件費	職員人件費(管理職員特別勤務手当)	19,785	C													1	1	職員人件費(管理職員特別勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ
48	職員人件費	職員人件費(期末手当)	5,457,308	C													1	1	職員人件費(期末手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1				給与課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解												
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3														
49	職員人件費	職員人件費(勤勉手当)	2,940,248	C																						1	1									給与課	ケ		
50	職員人件費	職員人件費(寒冷地手当)	177	C																							1	1									給与課	ケ	
51	職員人件費	職員人件費(退職手当)	5,056,101	C																							1	1									給与課	ケ	
52	職員人件費	職員人件費(子ども手当)	303,277	C																							1	1									給与課	ケ	
53	職員退職手当基金積立金	職員退職手当基金積立金	17	C																							1	1									給与課	ア-4	
54	職員人件費(厚生課)	共済費事務事業	6,443,738	C																							1	2									厚生課	ク-1	
55	職員人件費(厚生課)	職員互助会事務事業	92,454	C		1		1																			1	2									厚生課	ケ	
56	職員福利厚生事業	職員福利厚生事業	2,453	C																								2										厚生課	オ-9
57	恩給支給事務事業	恩給及び退職年金(支給事務事業)	2,835	A																							1	1									厚生課	ク-1	
58	職員安全衛生管理事業	相談・支援事業	18,162	C																							1	2									厚生課	オ-7	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
59	職員安全衛生管理事業	職員安全衛生管理事業	97,543	A									1	2	定期及び特定業務従事者健康診断や肝炎等各種検査を実施し、職員の健康の保持・増進を図る。健康に係る研修・講習等の実施・派遣により、健康管理意識の向上を促し職員の健康の保持・増進を図る。職員を対象とした安全衛生に係る研修・講習の実施・派遣により、知識習得や資格取得を進め職場の安全衛生管理意識の向上を図る。	ク	健康診断は職員の健康の保持・増進のために必要な事業である。研修・講習等の目的・必要性を再認識し、効率的な実施に向け見直し検討を行う。	1.8			1		1		厚生課	オ-9
60	公務災害補償及び認定・審査会事務事業	公務災害補償及び認定・審査会事務事業	4	A									1	1	議会の議員その他非常勤職員の公務・通勤災害に対する補償と公務災害に係る認定委員会・審査会を運営する。	ク	補償の必要となった被災職員(非常勤特別職・特定非常勤職員等)への適切な対応を行うとともに、災害発生防止に係る啓発を行う。	1.0			1			厚生課	ク-1	
61	職員研修事業	職員研修センター研修事業	22,860	C									1	1	さいたま市の目指すべき職員像と組織像を定めている「さいたま市人材開発・組織開発方針」に基づき、職員の成長を支援していくとともに、自治体を取り巻く社会環境の変化や、直面する行政課題に的確に対応できる能力を開発することを目的として、各種研修を実施する。	ク	職員研修については、行政課題や職員アンケート調査による研修ニーズ等を踏まえ毎年度策定する研修計画に基づき実施しており、また実施に際しては内部講師の活用等により経費の削減に努めている。今後も、地方分権・地域主権の時代にふさわしい職員の能力開発や、市民視点に立った行政サービスの向上等に職員研修は必要であるとの判断から継続とする。	3.3	0.7		1			人材育成課	オ-10	
62	職員研修センター管理運営事業	職員研修センター管理運営事業	41,048	C										2	職員研修の効果的・効率的運営を行うため、職員研修センターの施設及び設備の維持・運営管理を実施する。	ク	職員研修センターの管理運営は、効果的な研修を実施し、また既存施設の有効利用のため必要な事業であり、今後も研修ごとに実施している施設に関する職員アンケート調査等を活用しながら、より良い研修環境づくりを行っていくことから継続とする。	2.0			1		1	人材育成課	オ-9	
63	職員研修事業	外部研修機関職員派遣事業	7,626	C									1	1	国が設置する全国規模の研修機関をはじめ、県や民間が実施する専門研修に職員を派遣することで、より高度な知識の習得と広い視野及び他自治体等との人的ネットワークを持った職員の育成を目指す。	ク	全国レベルで研修生が集まる外部の研修機関へ職員を派遣することで、市単独では実施が困難な、専門的かつ高度な研修の受講が可能になる。また、他自治体職員とのネットワークの形成は、新たな施策の検討など、都市経営を行ううえで重要であることから継続とする。	0.5			1		1	人材育成課	オ-7	
64	職員研修事業	自治研修協議会参加事業	15	C										1	自治研修協議会の会員となり、関係自治体との連携協力を図りながら、研修に関する情報の交換や研修に関する専門的研究を促進することで、研修担当職員の資質の向上を図る。	イ	職員研修を実施するにあたっての問題や、今後の職員研修のあり方など、各自治体に共通する課題の解決に効果をあげてきたが、研修事業の向上など、一定の役割を果たしたことから、今年度中に構成団体と存続・廃止・縮小を協議していく。	0.1			1		1	人材育成課	ア-1	
65	職員研修事業	公務人材開発協会参加事業	70	C										1	平成21年度まで(財)公務研修協議会に加入していた。同22年4月に、国及び地方自治体の職員研修に関する調査・研究を担い、公共部門の人材開発及び職員研修の発展を目的として、(財)公務研修協議会と(社)日本人事管理協会が合併し、(財)公務人材開発協会が発足した。引き続き同協会に加入することで、より効果的な研修情報の取得、研修担当職員の資質の向上を図る。	ク	当協会は、平成22年4月1日に発足したものであることから、今後1年間は新たな事業展開を注視しながら、情報の収集に努め、次年度以降の加入の是非を検討していくこととする。	0.1			1		1	人材育成課	ア-5	
66	危機対策事業	新型インフルエンザ対策業務継続計画事業	4,805	C									1	2	平成21年度に策定した新型インフルエンザ対策業務継続計画を基に、各区役所で共通する業務の取扱い、各所管における人員計画、マニュアル等の対策の作成補助、及び当業務継続計画の見直し・修正を行い、実効性を高める。	イ	平成22年度では、計画の基本的な部分を再度見直すことで、より実効性のある計画にする。ただし、より実効性のある計画にするためには、市の組織体系と一致してなければならぬので、今後の区役所等の組織改正を鑑みながら、なるべく少ないコストで計画を見直ししていく。	1.0			1			安心安全課	オ-11	
67	危機対策事業	職員危機管理研修事業	0	C										1	職員の危機管理意識の向上を図り、危機管理の基礎知識を習得させるため、職員危機管理研修を実施し、さいたま市の危機管理体制を強化する。	ク	職員の危機管理意識を向上させ、危機発生時の対応等の知識を習得することは、市民の安心・安全を守ることに必要であることから、講師の委託や人材育成課で実施の研修カリキュラムへ「危機管理」の科目を追加するなど、コストをかけずに継続する。	1.9			1			安心安全課	オ-11	
68	危機対策事業	国民保護関連事業	1,328	C										2	国民保護法に基づき、市国民保護計画を作成するとともに、国民の保護のための措置を実施するための体制整備や広く住民の意見を求めるための「国民保護協議会」の運営等を実施する。	ク	本事業は法定受託事務であり、武力攻撃や大規模テロ等が発生した際に実施する国民の保護のための措置について体制を整備しておくことは、住民の安心・安全にとって必要であることから、事業を継続する。	0.4			1			安心安全課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
69	危機対策事業	安心安全ハンドブック ホームページ掲載事業	105	C				1						2	平成19年10月に作成した「さいたま市安心安全ハンドブック」のデータについて、組織改正や社会状況の変化等に応じて修正を行い、市ホームページに掲載する。	ク	安心安全に関する市の施策や相談窓口の情報など、緊急時に役立つ情報や知識を周知することは、市民の安心安全にとって必要であるため、事業を継続する。	0.2			1				安心安全課	ク-1
70	危機対策事業	職員参集システム運用事業	504	C				1		1				2	大規模災害やテロ等の危機が発生した際に、予め設定した幹部職員及び危機管理担当職員の携帯電話へメールを一斉送信し、参集の連絡を行い、また、メールを受信した職員が状況を返信することにより、速やかな職員動員と職員の状況確認を行うためのシステムを運用する。	ウ	平成24年度までに防災課が構築する予定の総合防災情報システムの一部として統合する。	0.5			1			安心安全課	ウ-3	
71	危機対策事業	危機管理待機宿舍整備事業	2,312	C				1						1	夜間及び土日祝日等の閉庁日に危機が発生した場合に、市としての確実に対応するため、危機管理関係職員が、市庁舎近くの指定宿舍に居住するもの。	ク	危機管理関係職員が市庁舎近くの指定宿舍に居住することで、市としての迅速な初動対応が可能となる。よって、被害を拡大を抑え、市民の安心・安全を確保するために、本事業が必要となることから継続する。	0.3			1			安心安全課	ク-1	
72	危機対策事業	危機管理宿日直事業	424	C			1	1	1	1				1	危機発生時(おそれがある場合を含む)の初動体制を確保するため、危機に関する情報を24時間体制で収集するもの。(管理職職員2名による実施)	オ	危機に関する情報を24時間体制で収集し、迅速かつ的確な初動体制の確保のため、宿日直業務を開始したところだが、その後、待機宿舍や職員参集システムの整備を行ったことにより、外部委託や再任用職員の活用など、幅広い視点により、現行業務体制の見直しを検討する。	0.3			1			安心安全課	ク-1	
73	危機対策事業	九都県市防災・危機管理対策委員会事業	169	C										1	首都圏における国民保護対策、新型インフルエンザ対策の広域的な取組みを行い、共同で研究し、その成果を具現化するために、九都県市で部会等を設置している。	ク	首都圏における国民保護対策、新型インフルエンザ対策の広域的な取組みを行い、共同で研究し、その成果を具現化するために、必要であることから継続する。	0.1			1		1	安心安全課	ク-1	
74	危機対策事業	課内管理事業	560	C										1	各種会議・研究会への参加に係る事務、消耗品等の購入、その他庶務業務等の課内管理業務	ク	消耗品費をできるだけ抑えるため、個人の机の中から不要な消耗品を集めて一括管理し、リサイクルすることとした。	0.3			1		1	安心安全課	ク-1	
75	防災対策事業	災害時要援護者支援事業	1,014	C				1						1.5	災害時に自力で避難が困難な高齢者や障がい者等の名簿を作成し、地域等で共有することで、迅速かつ適切な災害時要援護者の支援を行い、災害発生時の被害を最小限に食い止められるようにする。	ク	高齢者名簿の更新に併せた名簿の見直しや新たに障害者に対する名簿の作成を行う。また、個別避難支援プラン作成の検討を行う。	1.2		0.5	1			防災課	オ-6	
76	防災対策事業	防災行政無線整備事業	508,255	C				1		1				2	災害時における市民への情報伝達手段である同報系防災行政無線及び職員間の災害情報の収集、伝達手段である移動系防災行政無線の運用・管理を行うとともに、平成24年度までに同報系防災行政無線のデジタル化への移行を図る。	ク	施設の維持管理に係る経費について見直しを図り、コストの削減に努める。	2.0			1			防災課	ク-1	
77	防災対策事業	災害用備蓄事業	41,826	A										1	さいたま市被害想定調査による避難者数を備蓄計画の目標数量として、避難場所における応急避難生活のための、食糧・毛布及びその他生活必需品を計画的に購入する。また、災害時に確実に機器類備蓄品が稼動するように、備蓄品の保守点検を実施する。	ク	災害時に市民の生命、身体及び財産を守るために、災害用備蓄事業を継続する。	1.5			1			防災課	オ-10	
78	防災対策事業	災害用マンホール型トイレ整備事業	117,000	C				1		1				2	過去の他の都市での被災の経験から、災害発生時の長期にわたる避難生活に不可欠なトイレを確保するため、災害用マンホール型トイレ(便槽型)を避難場所となる市立学校に計画的に整備する。	ク	災害時の避難生活における市民の健康や衛生問題に対処するため今後も継続する。	1.5	1.0		1			防災課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)											実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3		
79	防災対策事業	洪水ハザードマップ作成事業	11,000	A													1	3	埼玉県知事から、平成21年3月に鴨川・鴻沼川に係る浸水想定区域が指定されたことから、当該河川に係るハザードマップを作成し、市民に周知を行う。	キ	国・県から浸水想定区域が指定された河川について、水防法に基づき平成22年度にハザードマップを作成することで終了する。	0.5			1				防災課	キ-1
80	防災対策事業	災害時情報提供ホームページ事業	6,400	C														3	災害発生時に被害情報や避難施設医療関係の情報など、必要かつ適切な情報を被災した市民及び全国に対して迅速に周知・提供する。	ク	災害発生時における適切な各種情報の発信は市の責務であり、いつ発生するか分からない災害に備えることから、市が継続して行う。	0.1			1				防災課	ク-1
81	防災対策事業	防災気象情報提供事業	18,890	C		1												3	水害時における人的被害を未然に防ぎ、迅速に対応するため、雨量・水位データを市民及び庁内並びに各区へ提供するとともに、情報端末からリアルタイムに閲覧できる監視体制を整備する。	ク	最新の気象情報及び雨量・水位情報の市民への提供は、災害への備えを促すものであることに加え、市の防災体制の基盤となるものであることから、市が継続して行う。	0.1			1				防災課	ク-1
82	防災対策事業	地域防災計画作成、防災会議事業	693	A														1	さいたま市及び防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市民との役割分担のもとに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害予防、応急対策と復旧に至る一連の防災活動の計画を策定する。なお、防災会議の所掌事務は、本市の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進すること及び市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することである。	ク	法令に基づき地域防災計画の毎年度見直しを行う。	0.5			1				防災課	オ-9
83	防災対策事業	九都県市防災・危機管理対策委員会事業	1,900	C														1	首都圏を形成する九都県市の枠組みの中で、災害・危機事案に関して災害・被害の防止・減少を目標に連携することを目的としており、合同防災訓練連絡部会、地震防災・危機管理対策部会、新型インフルエンザ対策検討部会からなり、実働訓練及び図上訓練の検討・実施、帰宅困難者対策に関する検討及び広域連携についての検討を行っている。	ク	九都県市相互応援協定に基づき、大規模な災害の発生に備え、広域連携による対策検討が行われることにより、被害の防止・減少が期待されるため継続する。	1.0			1				防災課	ク-1
84	防災対策事業	緊急医療セット入替事業	2,199	C														3	地震発生直後の負傷者等に対し応急的な医療措置を講じるため、震度5弱又は5強の地震が発生した場合に各区役所に医療救護所を設置することとしており、その際に医師・看護師が使用する医療資機材を整備している。	エ	地域防災計画の災害対策事務分掌において、医療資機材の整備は、保健部となっていることから、平成23年度より業務を移管する予定である。	0.1			1				防災課	エ-3
85	防災対策事業	避難場所標識保守点検事業	386	C														3	さいたま市内各所に設置している避難場所標識(標識板、誘導板、案内板)の安全性並びに視認性の確保のため、1つの標識につき2年に1度保守点検を行っている。	ク	避難場所の周知及び避難誘導に有効な避難場所標識の維持管理を継続する。 なお、地域に密着した各区役所において管理することを検討していく。	0.2			1				防災課	ク-1
86	防災対策事業	避難場所運営委員会設置事業	0	C														1	大規模な災害が発生した場合に備え、避難予定の自治会等の地域住民や施設管理者及び、避難場所担当職員により避難場所運営委員会を組織し、事前に避難場所における生活ルールや施設の利用方法・役割分担等を定めることにより、避難生活を円滑に行えるようにするため、避難予定の地域住民及び施設管理者、市職員からなる運営委員会を設置する。	オ	地域住民が主体的に災害時の避難場所運営を担うため、地域に密着した各区役所で運営委員会の設置、運営、指導を行うことを検討する。	1.0			1				防災課	カ-4
87	防災対策事業	防災服貸与事業	6,719	C														1	災害時、職員が着用し活動する防災服を購入し貸与する。	ク	退職者の返却した防災服の再利用や、貸与対象者の限定を検討することにより、コストダウンを図る。	0.8			1				防災課	オ-9
88	防災対策事業	防災対策推進事業	2,333	C														1	各種協議会、部会への参加に係る事務、消耗品等の購入、災害対策車のリース料等の防災対策推進にかかる業務	ク	常にコスト意識を持って、事業を推進する。	0.5			1				防災課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 総務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
89	防災訓練事業	防災訓練事業	49,707	A										1	2.5	本市の防災体制の強化、防災関係機関の防災体制の整備、市民の防災意識の高揚を図り、災害時の応急復旧対策の円滑な実施を目的に、継続的に実施する。(さいたま市総合防災訓練及び9区防災訓練・避難場所夜間運営訓練各区2箇所)	ク	区における防災訓練について、コストをかけずに図上訓練など実践的な訓練を検討する。	2.0	0.5		1				防災課	ク-1
90	自主防災組織育成事業	防災ボランティアコーディネーター養成事業	10,238	C											2	地域の防災力向上と減災のため、防災ボランティアコーディネーターを600名及び防災士を500名養成する。	カ	防災ボランティアコーディネーター及び防災士を地域防災力向上に活用するため、防災ボランティアコーディネーター養成事業を拡大する。	1.0	0.5		1				防災課	ク-1
91	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成事業	118,987	C											1.4	市内の自主防災組織に対して、組織運営に要する費用、組織が自主的に企画した防災訓練の実施、防災に関する資機材の購入費用などに係る補助金を交付している。	ク	適正な補助金のあり方を検討する。	2.0	0.5		1		1		防災課	ク-1
92	災害応急対策事業	災害応急対策事業	1,248	C											5	災害時(特に風水害時)における緊急対応の際に、必要な応急対応を行う。	ク	災害時における応急対策に係る事業であるため、常にコスト意識を持って、事業を推進する。	0.0				1			防災課	ク-1
93	新年名刺交換会事業	新年名刺交換会事業														市の伸展に貢献いただいた方々と市長が、新年のあいさつと今後の市政のため、名刺交換会を開催する。		事業の目的を達成する機会はあるため、市で実施する必要性は極めて少ない。	0.3							総務課	ク-1

